⑸　Supply place : By specification
⑹　Time limit for tender : 2 : 00 PM 6 March 2023
⑺　Contact point for the notice : TANIMOTO Sanae, Chugoku Regional Office, Japan Post Co., Ltd. 19―8 Higashihakushima-cho, Naka-ku, Hiroshima-City, Hiroshima 730―8797, Japan. TEL 082―224―5993

### 入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和５年１月13日
支出負担行為担当官
前橋地方検察庁検事正　清野　憲一
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　10
１　掲載日　令和４年12月20日（号外政府調達第236号）
２　訂正内容　５ページ１段32行目３⑷ア受領期限の「令和５年２月７日午後５時まで」を「令和５年２月14日午後５時まで」に、５ページ１段37行目３⑸ア日時の「令和５年２月８日午前10時」を「令和５年２月15日午前10時」に、５ページ３段28行目５⑺の「Time-limit for tender : 17 : 00　7 February 2023」を「Time-limit for tender : 17 : 00　14 February 2023」に訂正する。

### 入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和５年１月13日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
浜田医療センター院長　飯田　　博
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　32
令和４年12月28日付（号外政府調達第242号・94ページ）掲載の「カーテン賃貸借一式」を取り消します。

## 資　　格

### 競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の、令和５・６年度における工事、測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和５年１月13日
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
理事長　細野　哲弘
◎調達機関番号　586　◎所在地番号　13
１　契約の種類及び業種等の区分
⑴　工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に定める29種類
⑵　測量・建設コンサルタント等　測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務
２　参加資格の申請
⑴　資格審査の要件　申請書及び添付書類に不備・不足がある場合、申請の受付はできないので留意すること。
⑵　受付期間　令和５年４月１日から当該資格が必要な場合は、受付の開始日を令和５年１月13日からとし、受付の締切日を令和５年２月28日とし、「資格決定通知書」を令和５年３月31日までに発送するものとする。なお、令和５年３月１日以降は随時申請の受付を行う。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。
ただし、上記の随時申請による資格の有効期間は、資格認定の日から開始する。そのため、申請混雑等の影響で、資格の付与に時間がかかる場合には、希望する調達案件の入札等に間に合わないことがあるので、余裕をもって申請すること。
⑶　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の様式等は当機構のホームページにアクセスし、出力することができる。
（https://www.jogmec.go.jp/disclosure/informationopen_01_000009.html）
⑷　申請書の提出方法　申請者は、次の区分により申請書等の関係書類を揃え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（持ち込みによる提出は受け付けない。）。
①　工事に係るもの
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（工事）
二　添付書類（申請に必要な書類）
イ　工事経歴書（提出は任意とする。）
ロ　営業所一覧表
ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
ニ　総合評定値通知書等の写し
ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日現在で有効であるもの。）
ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）
ト　直前１年間において次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３）の写し
A　法人税（法人の場合）
B　所得税（個人の場合）
C　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出する。
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
リ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
②　測量・建設コンサルタント等に係るもの
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
二　添付書類（申請に必要な書類）
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　登記事項証明書（個人の場合にあっては、身元証明書）又はその写し
ホ　登録証明書等又はその写し
ヘ　財務諸表類（直近１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））
ト　直前１年間において次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３）の写し
A　法人税（法人の場合）
B　所得税（個人の場合）
C　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出する。
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
リ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
⑸　その他
①　⑷に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。
②　⑷に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。